

受託契約約款

委託者各位殿

京印京都南部青果株式会社

(趣旨)

第1条 この約款は京都府卸売市場条例（昭和47年京都府条例第15号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、京印京都南部青果株式会社（以下「会社」という。）が卸売りのための販売の委託の引受けについて必要な事項を定めるものとする。

(会社及び出荷者の誠実義務)

第2条 会社は、販売の委託の引受けに関しては誠実にこれを行い、この約款に違反して委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責めを負う。

2 出荷者は、委託物品の品質、数量荷造りおよび表示規格等に関し、関係法令を遵守して信用の確保を図る責務を有する。

(委託物品の引渡場所)

第3条 会社に対する委託物品の引渡は、原則として会社の卸売場又は会社が指定した場所においておこなう。

(受領の確認及び通知)

第4条 会社が委託物品を受領したときは、品質、数量及び表示規格等に関し委託者に確認し、又は通知するものとする。

(会社の保管責任)

第5条 会社が委託物品を受領し、その販売が終了するまでこれを適正に保管すべき責任を有する。

2 会社はその保管物品について、会社の責めに属すべき事由によって生じた、事故、損害等委託者の受けた損害については、会社がこれを賠償する責めを負うものとする。

(運送の依頼等)

第6条 委託者が、委託物品の運送を他に依頼した場合には、物品の種類、品質、等級、数量その他必要な事項を会社に物品到着前、又はその物品に添えて通知しなければならない。

2 前項の通知をしないときは、委託物品の品質、数量、受領の遅延等について、会社に対抗することができない。

(委託者の出荷責任)

第7条 委託者は委託物品については荷札の添付、又はその他の方法により委託者、運送人及び受託者を明記しなければならない。

- 2 委託者が前項の措置を怠ったとき、又は運送中の事故等によって生じた損害については、会社は賠償をする責めを負わない。

(委託物品上場の順位)

第8条 委託物品上場の順位は、到着に順位による。ただし、会社が委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めるときは、当該物品の全部または一部について販売順位を変更することができる。

(委託物品の販売価格)

第9条 委託物品の販売価格は成行値段(消費税額及び地方消費税額を除く。)によるものとする。ただし委託者が特別の条件を付した場合は、この限りでない。

(販売の条件)

第10条 委託者が販売の委託について、指値(消費税額及び地方消費税額を除く。)その他の条件を付記する場合は、その物品の販売準備着手までに会社に通知しなければならない。

- 2 前項の通知がなかったとき、又は遅延したときは、会社はその条件がなかったものとみなす。その変更についても同様とする。

(委託の解除等)

第11条 委託者が販売委託の解除又は他の卸売業者へ委託替をしようとする場合は、会社は当該物品の販売準備着手前に限り、これに応ずるものとする。

- 2 会社が前項の申込みに応じたときは、その解除又は委託替のための費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)を委託者に請求することができる。

(再委託)

第12条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ委託物品を再委託することができない。

(委託手数料)

第13条 会社が委託者から収受する手数料は、卸売金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額)から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に、次に掲げる率を乗じて得た金額にその消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た金額とする。

- (ア) 野菜及びその加工品 100分の8.5
- (イ) 果実及びその加工品 100分の7.0

(委託者の費用負担)

第 14 条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて、委託者の負担とする。

- (ア) 通信費
- (イ) 運送料（会社の卸売場までの運搬費及びその積降しに要した費用）
- (ウ) 送金料
- (エ) 保管料（冷蔵その他の方法により保管したために要した費用を含む。）
- (オ) 調整費（手入加工、その他特に要した諸経費を含む。）

2 委託手数料または前項の規定により委託者が負担する費用で会社が立て替えた金額は、委託者に仕切るべき金額から控除するものとする。

(売買仕切書の送付および仕切金)

第 15 条 会社は卸売した日から 3 日以内に次に掲げる事項を記載した仕切書を委託者に送付するものとする。ただし委託者から指示ある場合はこの限りでない。

- (1) 物品の品名（種）及び等級、階級
- (2) 量目及び数量
- (3) 単価（消費税及び地方消費税を含まない。以下本条において同じ。）及び単価と数量の積の合計
- (4) 単価と数量の積の合計額に係る消費税及び地方消費税に相当する金額
- (5) 委託手数料
- (6) 前条第 2 項の控除した費用の項目及び金額
- (7) 差引仕切金額
- (8) その他必要な事項

2 支払金（消費税額及び地方消費税額を含む。）は会社の事務所において卸売した日から 3 日以内に支払う。ただし委託者から指示ある場合は、指示のあった場所に送金する

(仕切金に満たない場合の措置)

第 16 条 委託物品の売上げ（消費税額及び地方消費税額を含む。）が、前条第 1 項 6 号の金額に満たないときは、委託者は速やかに会社に清算しなければならない。ただし引き続き委託のある場合においては、次回以降の仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。）において清算することができる。

(販売完了後の減額等)

第 17 条 委託物品の販売後、買受人から数量、品質等に著しく差異があるとして代金減額の申出があり、その理由が正当と認められた場合に限り減額をすることができる。

この場合においては、その旨を委託者に通知するものとする。

2 前項における買受人の申出は、販売日の午後 4 時までとし、それ以降の申出は無効とする。

(受託の拒否)

第 18 条 会社は衛生上有害な物品又は危険な物品、関係法令の定めに違反する物品である等委託を拒否できる正当な理由がある場合には、これを引受けないことができる。

- 2 会社は前項の物品を直ちに市場外に搬出すべき旨を委託者に命じ、委託者が搬出しない場合は、委託者の費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）をもって処分するものとする。

(帳簿の閲覧等)

第 19 条 会社は、委託者の請求があったときは、拒否できる正当な理由がない限り、営業時間中いつでもその委託者の委託物品の販売に関する帳簿及び書類を閲覧に供し、かつ質問に応じなければならない。

附則

この約款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この約款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この約款は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この約款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この約款は、令和元年 10 月 1 日から施行する。